

議案第 26 号

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 20 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

## 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

桐生市国民健康保険税条例(平成12年桐生市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「100分の5.8」を「100分の6.8」に改める。

第5条中「2万1,000円」を「2万5,800円」に改める。

第5条の2第1号中「1万5,000円」を「1万9,600円」に改め、同条第2号中「7,500円」を「9,800円」に改め、同条第3号中「1万1,250円」を「1万4,700円」に改める。

第6条中「100分の2.2」を「100分の2.6」に改める。

第7条の2中「7,600円」を「1万300円」に改める。

第7条の3第1号中「6,600円」を「7,600円」に改め、同条第2号中「3,300円」を「3,800円」に改め、同条第3号中「4,950円」を「5,700円」に改める。

第8条中「100分の1.9」を「100分の2.2」に改める。

第9条の2中「9,000円」を「1万900円」に改める。

第9条の3中「4,900円」を「5,600円」に改める。

第21条第1項第1号ア中「1万4,700円」を「1万8,060円」に改め、同号イ(ア)中「1万500円」を「1万3,720円」に改め、同号イ(イ)中「5,250円」を「6,860円」に改め、同号イ(ウ)中「7,875円」を「1万290円」に改め、同号ウ中「5,320円」を「7,210円」に改め、同号エ(ア)中「4,620円」を「5,320円」に改め、同号エ(イ)中「2,310円」を「2,660円」に改め、同号エ(ウ)中「3,465円」を「3,990円」に改め、同号オ中「6,300円」を「7,630円」に改め、同号カ中「3,430円」を「3,920円」に改め、同項第2号ア中「1万500円」を「1万2,900円」に改め、同号イ(ア)中「7,500円」を「9,800円」に改め、同号イ(イ)中「3,750円」を「4,900円」に改め、同号イ(ウ)中「5,625円」を「7,350円」に改め、同号ウ中「3,800円」を「5,150円」に改め、同号エ(ア)中「3,300円」を「3,800円」に改め、同号エ(イ)中「1,650円」を「1,900円」に改め、同号エ(ウ)中「2,475円」を「2,850円」に改め、同号オ中「4,500円」を「5,450円」に改め、同号カ中「2,450円」を「2,800円」に改め、同項第3号ア中「4,200円」を「5,160円」に改め、同号イ(ア)中「3,000円」を「3,920円」に改め、同号イ(イ)中「1,500円」を「1,960円」に改め、同号イ(ウ)中「2,250円」を「2,940円」に改め、同号ウ中「1,520円」を「2,060円」に改め、同号エ(ア)中「1,320円」を「1,520円」に改め、同号エ(イ)中「660円」を「760円」に改め、同号エ(ウ)中「990円」を「1,140円」に改め、同号オ中「1,800円」を「2,180円」に改め、同号カ中「980円」を「1,120円」に改め、同条第2項第1号ア中「3,150円」を「3,870円」に改め、同号イ中「5,250円」を「6,450円」に改め、同号ウ中「8,400円」を「1万320円」に改め、同号エ中「10,500円」を「1万2,900円」に改め、同項第2号ア中「1,140円」を「1,545円」に

改め、同号イ中「1,900円」を「2,575円」に改め、同号ウ中「3,040円」を「4,120円」に改め、同号エ中「3,800円」を「5,150円」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の桐生市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 議 案 説 明

### 議案第 26 号 桐生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例案

健全な国保財政運営の維持を目的として、国保税基礎課税額における所得割額、均等割額及び平等割額を、また、後期高齢者支援金等課税額並びに介護納付金課税額についても同様に引上げを行うため、所要の改正を行おうとするものです。